



県章

山形県公報

令和7年4月30日(水)

第599号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

○山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こども家庭福祉課) ……481

告示

○農業振興地域の区域の変更……………(農業経営・所得向上推進課) ……482

○山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同

○山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同

○地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米戦略推進課) ……483

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……484

○開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

○昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会計局) ……同

公告

○一般競争入札の公告……………(同) ……485

規則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月30日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第40号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「第9項及び第11項」を「第18項及び第20項」に改め、同項第13号中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改める。

別表第2中「及び自立援助ホーム」を「及び児童自立生活援助事業所」に改め、同表の備考第1項第6号中「次に定めるところにより」を「本人が第6条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる費用に係る措置を受けた日における扶養義務者の住所が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この号において同じ。)の区域内にある者にあつては、当該者を本人が当該措置を受けた日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして」に改め、同号イ及びロを削り、同備考第8項中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改める。

別記様式第3号中「被保険者証の」を削る。

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第10項の改正規定及び附則第3項の規定は令和7年6月1日から、別表第2の備考第1項第6号の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 令和元年6月30日の経過する際に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条第1項、第23条第1項本文若

しくは第31条第1項に規定する助産の実施、母子保護の実施及び保護期間の延長、第27条第1項第3号（障害児入所施設に係る部分を除く。）、第27条の2第1項若しくは第31条第2項（障害児入所施設に係る部分を除く。）に規定する措置又は第33条の6第1項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施（以下「助産の実施等に係る措置等」という。）を受けた者であって、同年7月1日以後引き続き当該助産の実施等に係る措置等を受けているものに係る徴収金の額については、改正後の別表第2の規定により算定した額が改正前の同表の規定により算定した額を超えるときは、改正前の同表の規定により算定した額とする。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表児童相談所長の項委任事項の欄第1項第1号ヌ中「第9項及び第11項」を「第18項及び第20項」に改める。

（山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

- 4 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（令和2年7月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項から第9項までを2項ずつ繰り上げる。

告 示

山形県告示第368号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和7年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更する地域の名称

新庄農業地域

- 2 変更後の区域

新庄市行政区域のうち、次の図に示す区域

（次の図は省略し、その図書を農林水産部農業経営・所得向上推進課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第369号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.65%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和7年4月18日から適用する。
2 令和7年4月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第370号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.65パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和7年4月18日から適用する。
- 2 令和7年4月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第371号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和7年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
平成17年5月6日
38
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社大竹商店
代表取締役 大竹 孝一
新庄市十日町415番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
大 竹 伸 明	玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
平成27年5月14日
85
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社アシスト
代表取締役 工藤 淳
鶴岡市本田甲168番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
五十嵐 裕 史	もみ、玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第372号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年 4 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
東 根 市	6 者	東根市大字野川字下向388番 2 ほか13筆
最 上 町	3 者	最上郡最上町大字向町字見杭2568番ほか11筆
南 陽 市	8 者	南陽市大橋字中千代田1061番 1 ほか40筆
高 畠 町	8 者	東置賜郡高畠町大字馬頭字上光田 4 番ほか30筆
小 国 町	1 者	西置賜郡小国町大字五味沢字広表483番 1 ほか 7 筆
三 川 町	2 者	東田川郡三川町大字横内字大坪110番ほか60筆

2 認可年月日

令和 7 年 4 月 18 日

山形県告示第373号

次の開発行為は、完了した。

令和 7 年 4 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和 6 年 7 月 16 日 指令村総建第162号

2 開発区域に含まれる地域の名称

尾花沢市大字尾花沢字中新田3776番 3、3805番、3806番、3807番、3809番、3810番、3811番、3812番、3813番、3814番、3815番、3816番 2、3817番 2、3820番 1、3823番、3824番、3825番 1、3826番、3827番、3831番、3839番、3840番、4037番 1、4038番 1、4038番 2、4039番 2、4039番 4、4039番 5、4039番 6、4040番、3816番 2 地先～3809番地先、3817番 2 地先～3807番地先、3817番 2 地先～3776番 3 地先、3824番地先～4040番地先、3826番地先、3826番地先～4040番地先

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

尾花沢市若葉町一丁目 2 番 3 号 尾花沢市

山形県告示第374号

昭和39年 8 月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第 1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第38条ただし書中「令和 7 年 3 月 31 日までに」を削る。

第46条第 1 項中「補修」を「修補」に改める。

別記様式第 5 号の備考第 4 項中「建設業法上の営業所の専任技術者」を「建設業法第 7 条第 2 号に規定する営業所技術者（同法第26条の 5 第 1 項の規定により主任技術者の職務を兼ねて行う者を除く。）及び同法第15条第 2 号に規定する特定営業所技術者（同項の規定により主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行う者を除く。）」に

改め、同備考第5項中「健康保険被保険者証等」を「住民税特別徴収税額通知書等」に改める。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、小形除雪車及び除雪トラックの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年4月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和7年5月26日（月） 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
 - イ 小形除雪車1.0メートル級 2台
 - ロ 小形除雪車1.3メートル級 1台
 - ハ 除雪トラック7トン級 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和8年3月31日（火）
- (4) 納入場所 納入場所一覧表による。
- (5) 入札方法 (1)のイからハまでのそれぞれについて、総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
 - (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当す

る部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023 (630) 2723

(2) 仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2 の (1) のイからハまでのそれぞれについて、規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和 7 年 5 月 15 日（木）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月12日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて 3 の (5) 及び (6) に係る事項を証する書類並びに 2 の (1) の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1) により提出された応札物品仕様書については、2 の (1) の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① 1.0meter Compact Snow Remover: 2

② 1.3meter Compact Snow Remover: 1

③ 7ton Snow Removal Truck: 1

(2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. May 26, 2025

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2723